## 福島県人事委員会障がい者活躍推進計画

Τ	■島県人事安貝会陣がいる活雌推進計画
機関名	福島県人事委員会事務局
任命権者	福島県人事委員会
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
福島県人事委員会事務 局における障がい者雇 用に関する課題	福島県人事委員会事務局は、常勤職員については他機関からの出向者及
	び他機関との併任者が配置され、募集・採用を行っていない。
	また、非常勤職員については、障がい者の有無を区別せず募集している
	が、例年の募集人数は1名のみである。
目標	
1. 採用に関する目標	〇障がい者雇用に関する事務局職員のさらなる理解を促進する。
	〇非常勤職員の募集は、引き続き、障がいの有無を区別せず実施する。
2. 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を 推進する体制整備	〇障害者雇用推進者として、事務局長を選任した。
	〇職員に対し、障がい者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を実施
	する又は受講させる。
	   ○職員に対し、障がい者雇用に関する理解促進・啓発のための資料を配布
	する。
	(計画期間中に障がいを有する職員の配置・採用があった場合)
	・障がい者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障がい者の活躍の	(計画期間中に障がいを有する職員の配置・採用があった場合)
基本となる職務の	・合理的配慮指針を踏まえつつ、当該職員との相互理解の下で、当該職員
選定•創出 	が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を	〇非常勤職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
推進するための環	<ul><li>特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li></ul>
境整備・人事管理   	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで職務への従事が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられるこ
	と」といった条件を設定する。
	- 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(計画期間中に障がいを有する職員の配置・採用があった場合)
	・職務上で支障となっている事情及び対応方法について、当該職員との
	相互理解の下で確認、検討する。
	・検討の結果に基づき、必要な措置を、過重な負担にならない範囲で実施
	する。
4. その他	○物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等への発注等を通じて、
	障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※ 本計画における用語の使用に関して、原則「障がい」を使用するが、法令等で規定のあるものについては「障害」を使用する。